第九条のうち、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十一条の次に次の一章を加える改正規定中「当該区分の下欄に掲げる情報をいう」を「当該区分の下欄に掲げる情報（証券情報に限る。）をいう」に、「当該適格機関投資家から当該売出し外国証券」を「当該適格機関投資家から当該売出し外国証券に関する外国証券情報」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中企業内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号及び第二条の七第四項の改正規定並びに第1条中特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号及び第十八条の七の二の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第1条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の二の規定は、平成二十二年三月三十一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る定時株主総会以後に開催される株主総会の決議について適用し、当該定時株主総会の前に開催される株主総会の決議については、なお従前の例による。

2　新開示府令第二号様式記載上の注意57a(a)から(d)まで並びに(e)のi及びiii（これらの規定を新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3　新開示府令第二号様式の記載上の注意57a(e)のii（新開示府令第二号の四様式から第二号の七様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式までにおいて準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百二十二条第二号及び第五号に掲げる会社（指定法人を含む。以下この条において「銀行等」という。）以外の会社のものに限る。次項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。この場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意57a(e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この(e)において「議決権行使権限」という。）を有する株式及び非上場株式を除く。）を含む。以下この(e)において「みなし保有株式」という。）のうち、最近事業年度のそれぞれについて	を除く。以下このiiにおいて同じ。）のうち、最近事業年度について

4　前項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意57a(e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて	最近事業年度について
その旨を記載すること。	その旨を記載すること。なお、銘柄別による投資株式の最近事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の最近事業年度の前事業年度の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額）の100分の1に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（それぞれの当該投資株式の銘柄数が10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、これに準じて記載すること。

5　新開示府令第二号様式の記載上の注意57a(e)のiiの規定は、有価証券届出書（提出会社が銀行等である場合に限る。次項及び第七項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日以後に終了する事業年度のものである場合における当該有価証券届出書について適用し、施行日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

6　前項の場合において、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が施行日から平成二十三年三月三十日までの間に終了する事業年度のものである場合における新開示府令第二号様式記載上の注意57a(e)のiiの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句とする。

当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式の10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式の30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄（みなし保有株式が20銘柄に満たない場合には、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、以下この(e)において同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載すること。ただし、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（保有株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この(e)において同じ。）については貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄に満たない場合には、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、以下このiiにおいて同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載すること。ただし、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（保有株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この(e)において同じ。）については貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式の10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式の30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄（みなし保有株式が20銘柄に満たない場合には、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を具体的に記載すること。	当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式の10に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄に該当するもの）について、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を具体的に記載すること。